

3・3・1号 中和幹線等の計画変更概要 (奈良県香芝市穴虫～田尻)

3・3・1号 中和幹線について

3・3・1号 中和幹線は、中和地域の東西の軸として奈良県桜井市から奈良県・大阪府界に至る延長約22km、4車線の幹線道路であり、奈良県中和地方拠点都市地域の主要な軸として、広域的な連携強化とともに、中和地域と大阪都市部の流通、交流の活性化を促す道路として期待されています。

今回中和幹線のうち、穴虫西交差点から大阪府境までの約1.8kmの区間について都市計画変更を行います。

国道165号(香芝柏原区間)の現況

中和地域(桜井市から香芝市)の人口は増加傾向にあり、特に香芝市はH12～H17において全国で第3位の人口増加率となっています。また、中和地域は大阪都市部と強いつながりを持っています。

一般国道165号(香芝柏原区間)は、交通量、混雑度とも増加しているとともに、桜井市～穴虫西交差点間が全線供用することにより交通量が更に増加することが見込まれます。また、これらをつなぐ重要な路線であるにも関わらず、道路幅員が狭い上に、急勾配、急カーブが多く、事故が多発しています。

さらに府県界には、異常気象時通行規制区間(連続雨量200mm以上)が約700m存在しています

3・3・1号 中和幹線の整備効果

中和幹線(国道165号 香芝柏原区間)が整備されることにより以下のような整備効果を得ることができます。

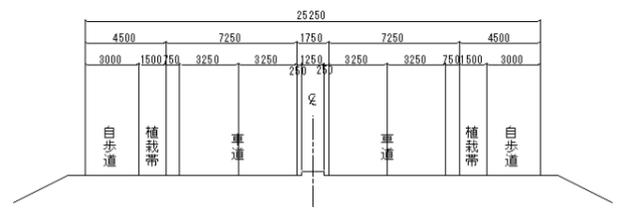
- ◆交通渋滞の緩和
 - ・交通量に応じた必要な車線数を確保することや交差点形状の見直しにより、交通の円滑化が図れます。
- ◆交通安全の確保
 - ・渋滞緩和及び道路線形を改良することにより、事故件数の低減が期待され安全性が向上します。
 - ・歩道の連続性、必要な幅員を確保することにより、良好な歩行空間が形成されます。
- ◆異常気象時通行規制区間の解消
 - ・異常気象時通行規制区間の解消により、雨天時も安全と安心を確保します。

変更区間の概要

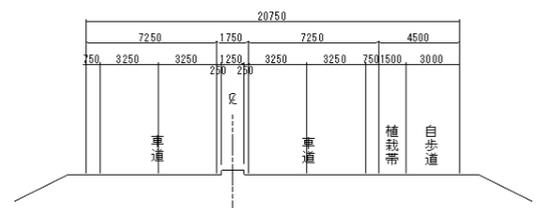
- ◆区間及び延長
 - ・区間
(自) 奈良県香芝市穴虫～(至) 奈良県香芝市田尻
 - ・延長
約1.8km
- ◆道路区分と設計速度
 - ・第3種第2級 60km/h
- ◆計画交通量
 - ・約27,200～28,400台/日(H17センサスペース:H42交通量)
- ◆車線数・車線幅員及び幅員
 - ・車線数 : 4車線
 - ・車線幅員 : 1車線あたり3.25m
 - ・標準幅員 : 19.75～25.25m
- ◆最小曲線半径
 - ・R=150m

標準横断面図

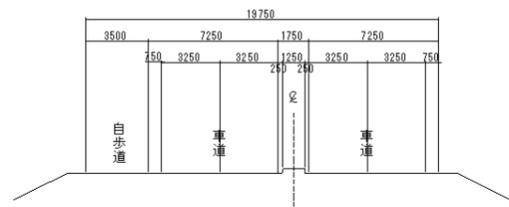
両側自歩道・両側植栽帯あり



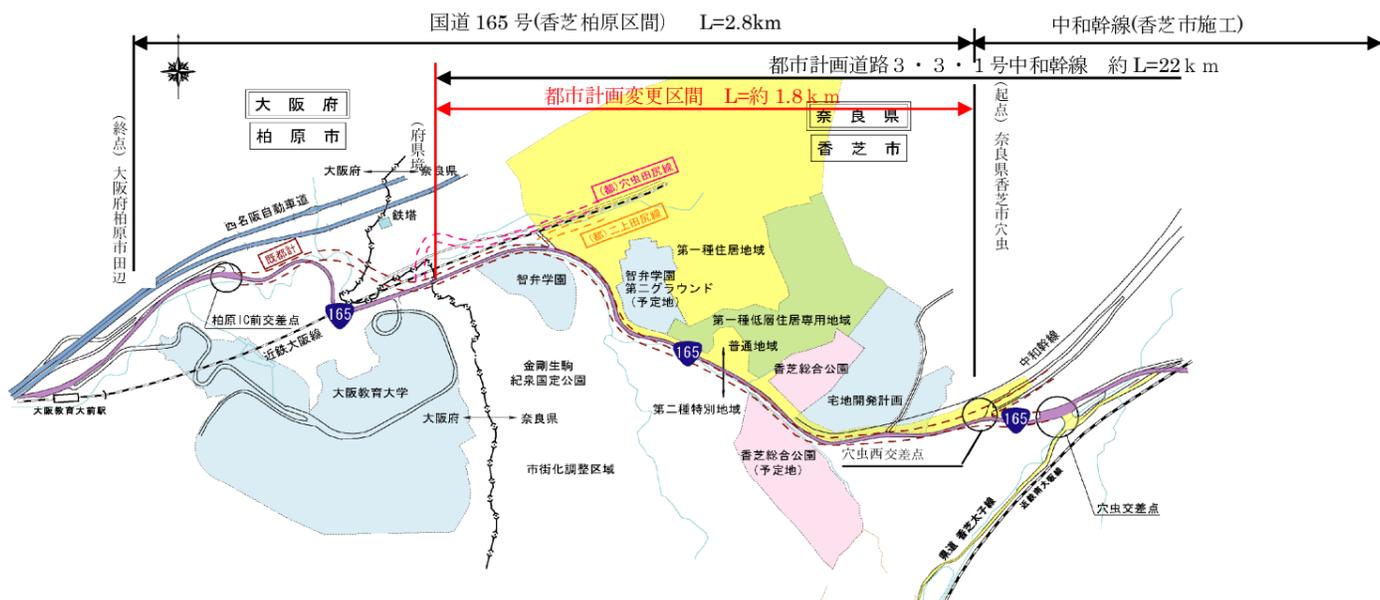
片側自歩道・片側植栽帯あり



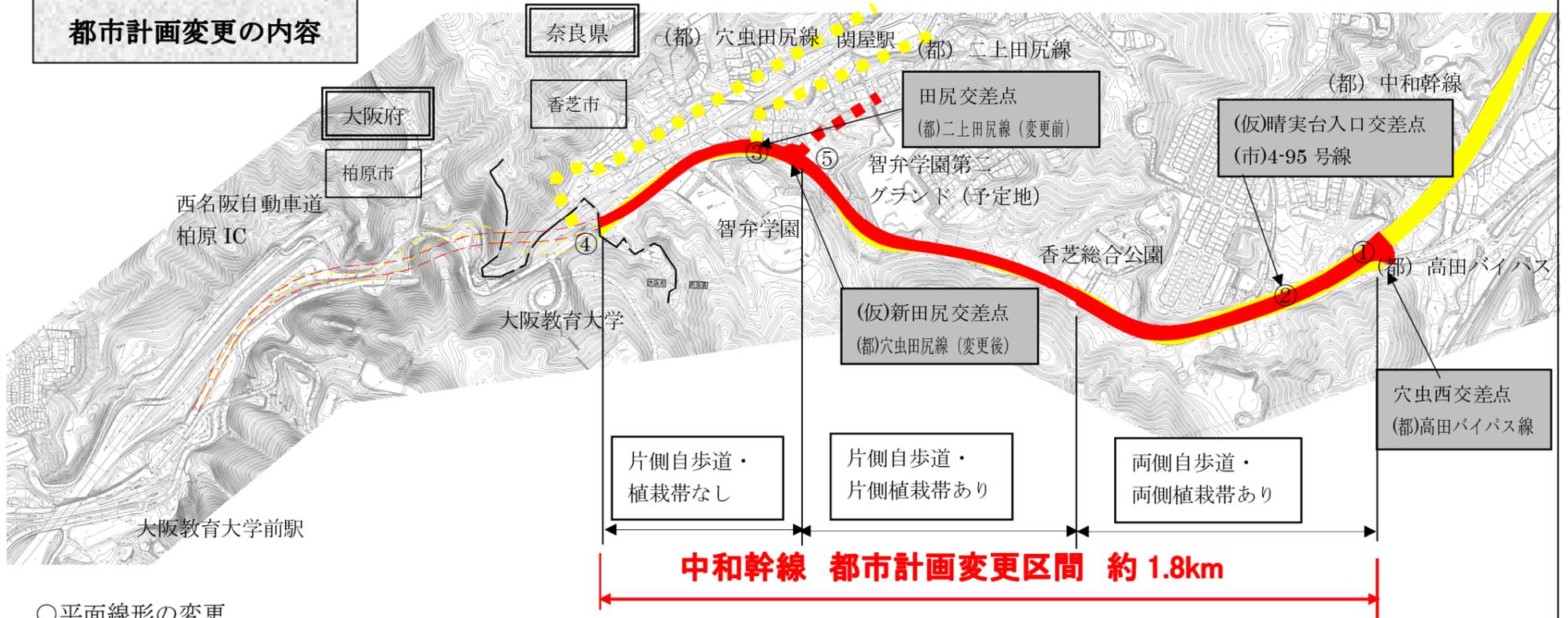
片側自歩道・植栽帯なし



国道165号(香芝柏原区間)概要図



都市計画変更の内容



○平面線形の変更

現在の曲線部について、交通の安全性を高めるために、上図のように道路線形の改善を行います。

○幅員構成の変更

昭和40年に決定された都市計画道路の道路構造は、路肩、中央帯、歩道について当時の道路構造令の特例値を採用していましたが、今後整備を進めるに当たっては、交通安全の観点から、最新の道路構造令の標準値に変更することとしました。

そのため、現道路構造令（平成16年2月）に準じた幅員にした結果、既都市計画幅員から以下のように幅員を変更します。

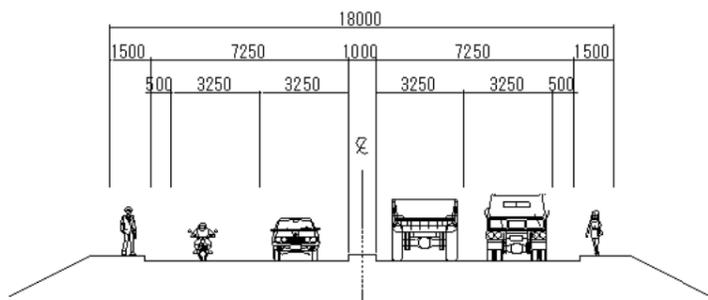
道路区分	既都計	今回変更案
車線	3.25m	3.25m
路肩	0.5m	0.75m
中央帯	1.0m	1.75m
自転車歩行者道	1.5m	3m



○道路交差形状の状況

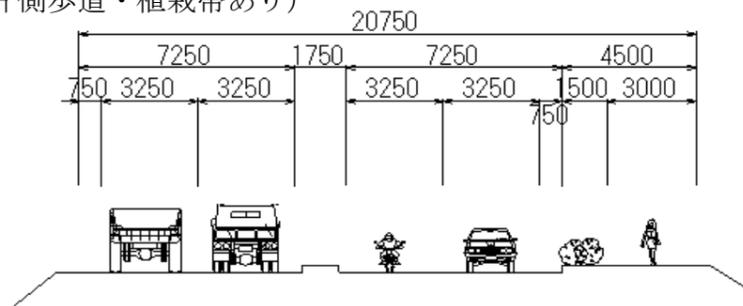
主な交差道路	既都計の接続状況	今回変更による接続形状
① (都)高田バイパス線	立体	平面交差
② (市)4-95号線	平面	平面交差
③ (都)二上田尻線	平面	—
④ (都)穴虫田尻線	平面(近鉄直上)	—
⑤ (都)穴虫田尻線	—	平面交差

変更前



変更後

(片側歩道・植栽帯あり)



○その他の路線の変更内容

路線名	変更内容
3・2・4号高田バイパス線	3・3・1 中和幹線との交差点について、最新の交通量に基づき検討した結果、交差方法を立体交差から平面交差に変更します。

都市計画変更の手続

1. はじめに

今回、中和幹線の都市計画変更に関連して、周辺の都市計画施設の高田バイパス線、穴虫田尻線、二上田尻線、香芝総合公園並びに沿線の用途地域、高度地区の都市計画変更を併せて行うこととなります。

都市計画の手続において、内容や規模により都市計画において定める事項や都市計画を定める者が異なりますので、以下にそれらを整理しております。

2. 都市計画で定める事項について

■道路、公園、用途地域、高度地区に共通して

縮尺1/2500の地図上に、位置及び区域などを表示します。

この他、事案毎に以下の事項などを定めます。

■道路について

道路の幅員、車線数、基本的な構造形式（平面、高架などの別）などを定めます。

■公園について

面積などを定めます。

■用途地域について

用途地域の種類、建築物の容積率・建ぺい率などを定めます。

■高度地区について

建築物の高さの最高限度などを定めます。

3. 都市計画を定める者

都市計画法の規定により、都市計画の内容や規模によって都市計画を定める者が異なります。

今回の場合、都市計画を定める者は次のようになります。

【都市計画道路】
中和幹線の変更
高田バイパス線の変更
【都市計画公園】
香芝総合公園の変更
【用途地域】
用途地域の変更

奈良県が都市計画を定めます

【都市計画道路】
穴虫田尻線の変更
二上田尻線の変更
【高度地区】
高度地区の変更

香芝市が都市計画を定めます

4. 今後の手続

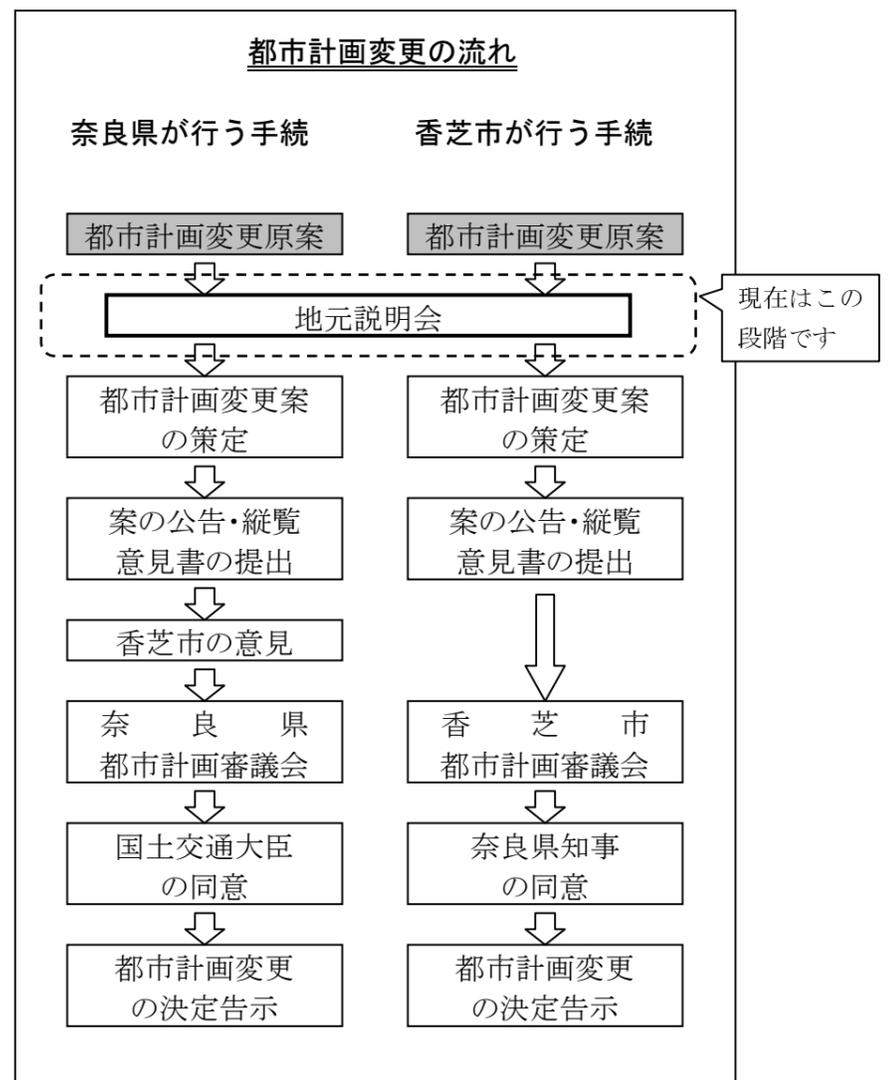
① 本日の説明会の後、奈良県、香芝市でそれぞれの事案について都市計画の案を策定し、これを二週間縦覧いたします。（縦覧の時期や場所については、決まり次第、県公報や市の広報誌などでお知らせします。）

住民の皆様はこの期間中に、それぞれの事案について、奈良県若しくは香芝市あてに意見書を提出できます。

② 都市計画の案を、奈良県が定める事案については奈良県都市計画審議会に、香芝市が定める事案については香芝市都市計画審議会に付議し、審議いただきます。

この際、意見書の要旨も審議会に提出されます。

③ 都市計画審議会で可決された後、奈良県が定める事案については国土交通大臣の同意を受けて、香芝市が定める事案については奈良県知事の同意を受けた後、都市計画変更の決定告示が行われます。



< 今回の説明会に関する問合せ先 >

○中和幹線、高田バイパス線、用途地域の都市計画変更に関すること

奈良県 土木部 まちづくり推進局 地域デザイン推進課 都市計画室 [奈良市登大路町30番地、TEL0742-27-7520(直通)]

香芝市 都市整備部 都市計画課 [香芝市本町1397番地 TEL0745-76-2001(代表)]

○香芝総合公園の都市計画変更に関すること

奈良県 土木部 まちづくり推進局 公園緑地課 [奈良市登大路町30番地、TEL0742-27-7517(直通)]

香芝市 都市整備部 都市計画課 [香芝市本町1397番地 TEL0745-76-2001(代表)]

○穴虫田尻線、二上田尻線、高度地区の都市計画変更に関すること

香芝市 都市整備部 都市計画課 [香芝市本町1397番地 TEL0745-76-2001(代表)]

○中和幹線(国道165号香芝柏原区間)の事業に関すること

奈良県 土木部 道路建設課 [奈良市登大路町30番地、TEL0742-27-7494(代表)]